

令和7年第1回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和7年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付した事件	2
12	会議の経過	3
	(1) 開会及び開議の宣告	3
	(2) 会議録署名議員の指名	3
	(3) 会期の決定	3
	(4) 議長の辞職	3
	(5) 議長の選挙	4
	(6) 発議第1号の説明、採決	5
	(7) 承認第1号及び第2号、議案第1号から第6号、同意第1号の提出	6
	(8) 提案理由の説明	6
	(9) 承認第1号の説明、採決	8
	(10) 承認第2号の説明、採決	9
	(11) 議案第1号の説明、採決	10
	(12) 議案第2号の説明、採決	11
	(13) 議案第3号の説明、採決	12
	(14) 議案第4号の説明、採決	13
	(15) 議案第5号の説明、採決	14
	(16) 議案第6号の説明、採決	15
	(17) 同意第1号の説明、採決	18
	(18) 閉議及び閉会の宣告	18

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和7年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年1月17日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

1 日 時 令和7年2月17日（月）午後2時

2 場 所 福島県福島市杉妻町3番45号
杉妻会館 3階 「百合」

2 招集年月日

令和7年2月17日（月曜日）

3 招集の場所

杉妻会館 3階 「百合」

4 会議の時刻

令和7年2月17日（月曜日） 午後2時開会、午後3時閉会

5 応招議員

4番 須田 博行 君	9番 清川 雅史 君	10番 佐藤 瞭二 君
11番 高玉 良一 君	12番 本多 勝実 君	13番 高橋 道也 君
14番 角田 真美 君	15番 五ノ井 義一 君	16番 吉田 義則 君

6 不応招議員

1番 品川 萬里 君	2番 内田 広之 君	3番 遠藤 忠一 君
5番 佐藤 淳一 君	6番 高橋 廣志 君	7番 坂本 浩之 君
8番 伊澤 史朗 君		

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木幡 浩 君	会計管理者	佐藤 好和 君
事務局長	丹治 雅裕 君	事務局次長	斉藤 政宏 君
総務課長	中野 敬一 君	業務課長	佐藤 朱美 君

10 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議長の辞職
追加日程第 1	議長の選挙
日程第 4	発議第1号 福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	承認第1号及び第2号、議案第1号から第6号、同意第1号の提出
日程第 6	提案理由の説明
日程第 7	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
日程第 8	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (専決第3号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
日程第 9	議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第10	議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の変更について
日程第12	議案第4号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第13	議案第5号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第14	議案第6号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
日程第15	同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

11 本日の会議に付した事件

「10 議事日程」に記載のとおり。

1 2 会議の経過

(午後2時)

(1) 開会及び開議の宣告

議長(高玉 良一君) ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和7年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

品川 萬里君、内田 広之君、遠藤 忠一君、佐藤 淳一君、高橋 廣志君、坂本 浩之君、伊澤 史朗君より欠席の届がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(2) 会議録署名議員の指名

議長(高玉 良一君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第73条の規定により、会議録署名議員に4番 須田 博行君、14番 角田 真美君を指名いたします。

(3) 会期の決定

議長(高玉 良一君) 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高玉 良一君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(4) 議長の辞職

議長(高玉 良一君) 次に、日程第3「議長の辞職」を議題といたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

高橋 道也副議長、議長席へお着き願います。

(ここで、議長を交代)

副議長(高橋 道也君) 議長を交代いたしました。

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

ご報告いたします。高玉 良一議長より、議長の辞職願が提出されました。

議長の辞職については、地方自治法第292条で準用する同法第117条の規定によって、高玉 良一君には辞職が許可されるまでの間、退席を求めます。

(高玉議長退席)

事務局に辞職願を朗読させます。

事務局長(丹治 雅裕君) それでは朗読させていただきます。

辞職願、今般、福島県市議会議長会の申し合わせにより議長職を辞職したいので、福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第79条第1項の規定により願い出ます。

令和7年2月17日 相馬市議会議員 高玉 良一
福島県後期高齢者医療広域連合議会副議長 高橋 道也 様
以上でございます。

副議長（高橋 道也君） お諮りいたします。

高玉 良一君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（高橋 道也君） 異議なしと認めます。

したがって、高玉 良一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、高玉 良一君の入室を認めます。

（高玉議員入室）

ただいま、議長の辞職について許可されましたので、告知いたします。

高玉 良一君にごあいさつをいただきます。

高玉 良一君、前方の演壇へ登壇願います。

（高玉議員登壇）

議員（高玉 良一君） 議員の皆様には、多大なるご協力をいただきまして、無事議長職を務めさせていただくことができました。

皆様のご厚情に心より感謝申し上げまして、あいさつといたします。

誠にありがとうございました。

（高玉議員降壇）

(5) 議長の選挙

副議長（高橋 道也君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（高橋 道也君） 異議なしと認めます。

追加日程第1「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第292条で準用する同法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（高橋 道也君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(高橋 道也君) 異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

議長に、清川 雅史君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、副議長が指名いたしました清川 雅史君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(高橋 道也君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました清川 雅史君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました清川 雅史君が議場におられますので、当選を告知いたします。

清川 雅史議長、前方の演壇へ御登壇願います。

(清川議長登壇)

議長(清川 雅史君) ただいま、皆様のご推挙により、議長をおおせつかりました、清川 雅史でございます。

議員の皆様の真摯な議論を通じて、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、今後とも皆様方の御指導と御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、議長就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い致します。

副議長(高橋 道也君) ここで、議長を交代いたします。

清川 雅史議長、議長席へお着き願います。

(議長を交代する)

(6) 発議第1号の説明、採決

議長(清川 雅史君) 次に、日程第4「発議第1号 福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。13番 高橋 道也君。

提案者(高橋 道也君) 「発議第1号 福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月17日提出

提出者 福島県後期高齢者医療広域連合議会議員 高橋 道也

賛成者 福島県後期高齢者医療広域連合議会議員 本多 勝実

個人情報保護制度に関しては、地方議会は適用対象外の取扱いであり、条例等による自律的な措置を講じる必要があることから、議員発議による提案となります。

本条例改正の趣旨は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）」が改正されたことに伴う、所要の改正を行うものです。条文については、読み上げを省略いたします。

この条例の施行日は、令和7年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（清川 雅史君） それでは、発議第1号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第1号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

（7）承認第1号及び第2号、議案第1号から第6号、同意第1号の提出

議長（清川 雅史君） 次に、日程第5「承認第1号及び第2号、議案第1号から第6号、同意第1号の提出」を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお渡ししておりますので、ご了承願います。

（8）提案理由の説明

議長（清川 雅史君） 次に、日程第6「提案理由の説明」を行います。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（木幡 浩君） 本日、ここに、令和7年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の制度創設以来17年が経過しようとしています。高齢者の皆様が安心して医療を受ける制度として、構成市町村のご協力のもと、適正

な運営に努めてきました。

本年は、いわゆる団塊の世代の方々が全員75歳以上になる年にあたり、今後も後期高齢者の医療費はさらに増加することが見込まれています。

このため、すべての国民が年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うよう、昨年4月、後期高齢者医療制度が見直され、出産育児支援金の導入や保険料の賦課限度額の引き上げなどが行われました。

また、医療費の自己負担を一定額にとどめる高額療養費制度については、高齢化や医療の高度化、高額薬剤の普及等により年々増加しており、現役世代を中心とした保険料が増大しています。健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から、令和7年8月より段階的な負担限度額の引上げが予定されていますが、現在、国会においてそれに関する論議が行われており、その動向を注視しています。

さらに、令和8年度には「子ども・子育て支援金制度」が創設されることから、これらの制度見直しに適切に対応してまいります。

次に、「マイナンバーカードと保険証との一体化」については、昨年12月2日に被保険者証の新規交付を取りやめ、申請不要で「資格確認書」を交付しています。被保険者が混乱しないよう、今後も市町村と連携して周知広報してまいります。

次に、東日本大震災に伴う避難指示区域等の被保険者に対してなされてきた保険料や一部負担金の減免措置については、令和5年度から段階的な見直しが始まりました。令和7年度からは、保険料だけではなく一部負担金の免除が終了する地域も生じてくることから、対象となる被保険者の皆様には、今後も丁寧な説明に努めてまいります。

次に、健康の保持増進の取り組みについては、昨年度策定した第3期データヘルス計画に基づいて推進しています。

今年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を県内の全市町村が進めているほか、オーラルフレイル予防の強化として、歯科口腔健康診査の対象者に、前年度75歳到達者だけではなく80歳到達者も加えて実施しています。

一方、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を適切かつ効果的に行っていくためには、健診受診率の向上が必要であり、今後は健診受診勧奨を強化してまいります。

次に、医療費適正化の取組については、引き続き、医療機関からの請求内容の点検、交通事故等による第三者行為求償事務を着実に行之、適正な医療給付の支出に努めてまいります。また、ジェネリック医薬品の使用促進、被保険者に対する医療費のお知らせ等を通して、被保険者の医療費適正化への理解促進を引き続き図ってまいります。

以上、後期高齢者医療制度について的一端を申し上げましたが、今後も、健全な財政運営と医療保険制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたしました案件について申し上げます。

提出いたしました案件は、専決処分の承認が2件、条例と広域計画の変更に係る議案が3件、予算関係の議案が3件、人事に関する同意が1件、合わせて9件です。

「承認第1号」は、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部

を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

「承認第2号」は、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行されることに伴い、所要の改正が必要な関係条例5件について、一括で整理するものです。

「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」は、低所得者に対する保険料の軽減措置の所得判定基準の見直しが行なわれたことから、所要の改正を行うものです。

「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の変更について」は、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、被保険者証が廃止されたことから、関連する文言等を整理するものです。

「議案第4号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ8,022万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、2,603億8,700万円余とするものです。

「議案第5号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、前年比1億5,600万円余の増額となる11億2,900万円余とするものです。

「議案第6号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、前年比55億3,300万円余の増額となる2,603億9,300万円余とするものです。

「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」は、広域連合議会議員から選出の本多 勝実監査委員の辞職に伴い、後任監査委員の選任の同意を求めるものです。

以上が提出議案の概要となります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(9) 承認第1号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第7「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

附則第3条ですが、当該条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等、いわゆる「マイナンバー法」の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令を踏まえ改正するものであります。

11ページに戻りまして、改正内容は、保険料の徴収猶予及び過料を科することができる対象者について、所要の改正を行うものですが、第20条第1項中、「6月」の次に、記載の内容を加え、第29条を削り、第30条を第29条とし、第31条を第30条とし、第32条中「前4条」を「前3条」に改め、同条を第31条とするものです。

施行日は、令和6年12月2日です。

当該改正は、マイナ保険証への移行の関係で、急を要したことから、地方自治法の規定に基づき、令和6年11月15日付けで専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

承認第1号の説明は以上です。

議長（清川 雅史君） それでは、承認第1号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

（10）承認第2号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第8「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 専決第3号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 専決第3号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

当該補正は、運営安定化基金の譲渡性預金の利率が、9月より0.03%から0.13%に引き上げられたことに伴う補正です。

17ページをご覧ください。歳入は、6款「財産収入」1項「財産運用収入」1目「利子及び配当金」に330万3千円を追加します。

18ページをご覧ください。歳出は、6款「基金積立金」1項「基金積立金」1目「運営安定化基金積立金」に同じく330万3千円を追加しました。

16ページをご覧ください。これに伴い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,604億6,800万4千円としました。当該補正は、譲渡性預金の利率上昇に速やかに対応し、より有利な基金運用を図るため、急を要したことから、地方自治法の規定に基づき、令和6年11月15日付けで専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

承認第2号の説明は以上です。

議長（清川 雅史君） それでは、承認第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第2号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

（11）議案第1号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第9「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について説明いたします。

23ページをご覧ください。当該条例制定の趣旨は、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設することとなったことから、所要の改正が必要な関係条例5件について、記載の内容により一括で整理するものです。

当該条例の制定に伴う関係条例の変更箇所は、24ページ～30ページの新旧対照表に記載されている通りとなります。

施行日は、令和7年6月1日です。

議案第1号の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第1号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

（12）議案第2号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第10「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

33ページをご覧ください。当該条例改正の趣旨は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令に基づき、消費者物価の伸びの見通し等を踏まえた低所得者に対する保険料の軽減措置の所得判定基準の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容は記載の通りで、5割軽減は、現行29万5,000円の箇所を改正案では30万5,000円へ、2割軽減は、現行54万5,000円の箇所を改正案では56万円とするものです。

施行日は、令和7年4月1日です。

議案第2号の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(13) 議案第3号の説明、採決

議長(清川 雅史君) 次に、日程第11「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の変更について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(丹治 雅裕君) 「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の変更について」説明いたします。

37ページをご覧ください。マイナンバー法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日以降、マイナンバーカードと被保険者証の一体化され、これまでの「被保険者証」等が廃止されたことから、当該計画の中の被保険者証に関連する文言等を整理するものです。

具体的な変更箇所は、38ページから45ページまでの新旧対照表の通りです。

当該計画の変更につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第3号の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(清川 雅史君) それでは、議案第3号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(14) 議案第4号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第12「議案第4号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 「議案第4号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について説明いたします。

58ページをご覧ください。歳入の主な補正内容を申し上げます。表の一番上の項目が記載されておりますが、第3号補正の欄に基づき説明いたします。

まず、1款「市町村支出金」は、3億5,300万円余の増額です。これは、主に、1目の「保険料等負担金」のうち、保険料が被保険者全体の所得増により、3億円余増となったことによるものです。

2款「国庫支出金」は、11億2,500万円余の減額ですが、その内訳は、1項「国庫負担金」については、主に療養給付費負担金が、給付見込みの減により9億4,500万円余の減となるなど、合計で10億8,000万円余の減となるほか、2項「国庫補助金」については、普通調整交付金が3億3,200万円余の減、特別調整交付金が2億6,900万円余の増など、合計で4,500万円余の減となったことによるものです。

3款「県支出金」は、4億5,000万円余の減額ですが、これは、給付見込みの減により、療養給付費負担金が3億1,500万円余の減、レセプト1件あたり80万円を超える高額医療レセプトの見込み件数の減などにより、高額医療費負担金が1億3,500万円余の減によるものです。

4款「支払基金交付金」は、給付見込みの減により1億6,000万円余を減額するものです。

7款「繰入金」は、補正予算総額の歳入歳出を調整するために、運営安定化基金繰入金に13億8,200万円余を増額するものです。

次に、歳出の主な補正内容を申し上げます。

59ページをお開きいただき、同じく第3号補正の欄をご覧ください。

2款「保険給付費」は、歳入では、給付費財源を減額しておりますが、歳出では、「増減なし」としてしています。これは、訪問看護療養費などが増加傾向を示していることや、インフルエンザなど感染症の流行等の突発的な保険給付費の増に備え、補正は行わず、現在の予算で対応するものです。

5款「保健事業費」は9,000万円余の減額ですが、これは、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業などに係る所要見込み額の減によるものです。

6款「基金積立金」は、令和5年度決算の剰余金分15億9,900万円余を増額するものです。

8款「諸支出金」は、前年度の療養給付費負担金等償還金の確定額の修正等により1億7,400万円余を増額するものです。

9 款「予備費」は、償還金の増額補てん分などと、基金積立金へ振替する令和 5 年度決算の剰余金分を合わせて、17 億 7,400 万円余を減額するものです。

最後に 57 ページにお戻りいただきまして、令和 7 年度以降にわたる債務負担行為について、記載の 2 つの業務を定めるものです。

議案第 4 号の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第 4 号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 4 号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

（15）議案第 5 号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第 13「議案第 5 号 令和 7 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 「議案第 5 号 令和 7 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について説明いたします。

73 ページをご覧ください。歳入は、市町村から共通経費として納付される「分担金及び負担金」が 10 億 9,300 万円余で、全体の約 97%を占めています。

歳出は、民生費が 9 億 8,600 万円余で、全体の約 87%を占めています。

続いて、74 ページをご覧ください。上の表が歳入、下の表が歳出です。主に、表の一番上の項目の「R7 当初予算額①」の欄に基づき説明いたします。

はじめに、歳入について、主なものを申し上げます。1 款「分担金及び負担金」10 億 9,300 万円余は、構成市町村からの共通経費負担金で、標準システム更改等により特別会計に繰り出す共通経費所要額の「増」により、対前年度比 1 億 5,500 万円余の「増」となります。

4 款「繰越金」3,400 万円余は、前年度からの繰越金です。

5 款「諸収入」100 万円余は、預金利子及び市町村からの派遣職員が、公舎に入居す

る際の家賃自己負担分などです。

続きまして、下の表の「歳出」ですが、1款「議会費」88万円余は、議員16名の報酬等です。

2款「総務費」1億3,100万円余は、派遣職員人件費のうち、事務局長、次長、総務課職員の人件費負担金及び事務局管理運営費等です。

3款「民生費」9億8,600万円余は、特別会計で執行する事業費に充てるための繰出金、派遣職員人件費等です。対前年度比で1億4,200万円余の「増」となっているのは、標準システム更改の電算処理費等に係る特別会計事務費等繰出金の「増」によるものです。

以上により、合計欄に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、11億2,915万6千円とするものです。

議案第5号の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第5号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

（16）議案第6号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第14「議案第6号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（丹治 雅裕君） 「議案第6号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について説明いたします。

議案説明資料の95ページをご覧ください。

この資料は、令和7年度特別会計における財政の概要で、中央のグラフは歳入、歳出の構成比率を示しています。

右側の歳出については、水色の部分の「保険給付費」が2,572億6,400万円余

で、歳出全体の98.8%を占めています。

主な給付についてご説明いたします。

右端の「保険給付費」の枠をご覧ください。「療養給付費」が、2,406億2,200万円余です。

主な内訳ですが、①療養の給付費2,355億8,100万円余は、医療機関などへ支払う医療費等です。

②入院時食事療養費30億2,300万円余は、入院時の食事代や生活療養を受けた際に、標準負担額を超える部分を給付するものです。

④療養費20億1,700万円余は、補装具の作製や、柔道整復、針・灸・あんま・マッサージの施術などにかかる療養費です。

次に、訪問看護療養費19億2,000万円余は、在宅療養されている方が、指定訪問看護を受けた場合に支給するものです。

次に、高額療養費128億2,700万円余は、ひと月の自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた額を支給するものです。

次に、葬祭費11億800万円余は、被保険者がお亡くなりになった場合に、葬祭の執行者に1件あたり5万円を支給するものです。

次に、下の枠の「その他の支出」ですが、特別高額医療費共同事業拠出金等1億1,600万円余は、レセプト1件あたり400万円を超える高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するための共同事業への拠出金等です。

次に、保健事業費15億700万円余は、健康診査事業や、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施にかかる保健事業を市町村に委託する費用です。

次に、総務費10億3,100万円余は、被保険者資格管理費用、療養給付費の支給に係る事務費、電算処理費、医療費適正化等推進事業などに係る費用です。

次に、支払基金拠出金2億1,000万円余は、出産育児支援金を支払基金に拠出する費用です。

次に、公債費、諸支出金3,600万円余は、被保険者の資格喪失等に伴う保険料還付に要する費用です。

次に、予備費2億2,000万円は、年度途中における予算の不足や予定外の支出等に対応する際の財源とするものです。

続きまして、歳入ですが、グラフの左側をご覧ください。

歳入の財源として、上から4つ、黄土色と黄色の部分は、交付金及び公費負担部分で、全体の47.6%となっています。

上から5つ目の緑の部分は、支払基金交付金で、全体の38.4%となっています。そして、被保険者が負担する保険料等、薄水色と水色の部分が全体の10.0%、その他の合計が全体の4.0%となっています。

それでは、上から順にご説明いたしますので、左端の囲みも併せてご覧ください。各表題の色はグラフの色と対応しています。

まず、黄土色の部分、国の普通調整交付金232億2,600万円余は、広域連合間に

おける被保険者の所得格差による財政の不均衡を調整するため交付されるものです。

次に、黄色の部分、国・県・市町村が定率で負担する療養給付費等負担金は、療養給付等にかかる費用について、国が、６０５億１，５００万円余を、県と市町村は、それぞれ２０１億７，１００万円余を負担するものです。

次に、緑色の部分、支払基金交付金９９９億１，８００万円余は、現役世代からの支援金として、支払基金から交付されるものです。

次に、薄い水色の部分、保険料２００億４，１００万円余は、被保険者が納める保険料です。

次に、水色の部分、公費補てん５９億６，２００万円余は、低所得者等の保険料軽減分で、県、市町村が、保険基盤安定負担金として負担するものです。

次に、ピンク色の部分、高額医療費に対する支援２８億７，６００万円余は、高額な医療費の発生による財政リスクを緩和する高額医療費負担金及び、著しく高額な医療費が発生した場合に交付される特別高額医療費共同事業交付金です。

次に、紫色の部分、原発事故に係る財政支援２９億２，６００万円余は、原発事故による被保険者の保険料の減免及び、窓口で支払う一部負担金の免除にかかる費用が国から補填されるものです。

次に、肌色の部分、運営安定化基金繰入金１８億５，０００万円余は、保険給付、保険料率の調整を図る財源として、運営安定化基金から繰り入れるものです。

次に、繰越金２億２，３００万円余は、令和６年度決算見込みによる繰越金を計上するものです。

最後に、その他の収入２５億７００万円余は、健康診査事業にかかる市町村負担金及び国庫補助金、一般会計からの事務費等繰入金等です。

以上によりまして、ページ中央上部に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ２，６０３億９，３８８万７千円とするものです。

議案第６号の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第６号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第６号は、これを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(17) 同意第1号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第15「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（木幡 浩君） 「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」であります。

広域連合議会議員から選出の本多 勝実 監査委員が令和7年1月27日付けで辞職したことから、後任といたしまして、佐藤 瞭二氏を適任と認め、選任を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（清川 雅史君） これより、「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

この件につきましては、地方自治法第292条で準用する同法第117条の規定によって除斥の必要がありますので、佐藤 瞭二君の退席を求めます。

（佐藤議員退席）

議長（清川 雅史君） これより採決を行います。同意第1号 佐藤 瞭二君の監査委員選任に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号佐藤 瞭二君の監査委員選任に同意することに決しました。

ここで佐藤 瞭二君の入室を認めます。

（佐藤議員入室し自席へ着席）

議長（清川 雅史君） 佐藤 瞭二君の監査委員選任は、同意となりましたので、お知らせします。

(18) 閉議及び閉会の宣告

議長（清川 雅史君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、令和7年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後3時）